

具体的な事例から学ぶ

No. 13

発行：山口県教育委員会

令和4年1月31日

～考えよう！自分のこととして～

1 テーマ 「飲酒運転の根絶」

- 飲酒運転は極めて悪質で危険な違法行為であり、決して許されるものではありません。飲酒後すぐの運転はもちろんのこと、通勤など、翌日の酒気帯び状態での運転についても根絶しなければなりません。 ※ 別添「飲酒翌朝の飲酒運転を防止するために」参照
- コロナ禍の中、現在、飲酒を伴う会合はほとんど行われていませんが、自宅での飲酒についても注意が必要です。

2 近年実際に発生した事例

【A県の懲戒処分事例】 ～飲酒後9時間を経て運転し、酒気帯び運転で検挙された事例～

当該中学校教諭は、午前2時ごろ、寝付けないうちに日本酒2合を飲んで就寝した。翌朝午前6時半ごろに目覚めたが、体調が優れず、学校に休暇取得の連絡をして再び就寝した。午前11時ごろに起床し、体調不良の診察のため乗用車で病院に行く途中、側溝に脱輪する事故を起こした。通報により駆けつけた警察官がアルコール検査を行ったところ、基準値を上回るアルコール値が検出された。

【B県の懲戒処分事例】 ～飲酒後10時間経ても基準値を上回るアルコールが残っていた事例～

当該特別支援学校教諭は、午後2時～3時ごろ、自宅でラム酒のコーラ割り5杯を飲み、午後8時まで睡眠した後、食事をしようと車で外出し、コインパーキングに駐車した。飲食しないまま、翌日午前1時15分ごろ、駐車場から出庫したところ、警察官に呼び止められ、アルコール検査により基準値を上回るアルコール値が検出された。

3 飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響等について

上記の事案は、飲酒後ある程度時間が経過した状態でも、基準値を上回るアルコールが検出されたものです。飲酒運転を起こすと、下のような様々な影響等があります。

刑事処分 懲役刑又は罰金刑（運転手のみならず、同乗者や酒類の提供者等も含む）

行政処分 免許取消（欠格期間の上限は10年）又は免許停止

民事上の責任 被害者がいる場合、被害者に与えた損害を賠償する責任が発生

※ 飲酒運転による事故の場合、自動車保険のうち、飲酒運転をした本人の死亡・負傷・後遺障害や、本人の車両は補償の対象外となる。

懲戒処分 飲酒運転をした教職員は「免職」又は「停職」（県教委「懲戒処分の指針」）

社会的影響 今まで築き上げてきた「信頼」を一瞬にして失うとともに、その回復に膨大な労力と時間を費やすことになります。

4 飲酒運転を根絶するために、確認してみましょう

- 翌日の運転（通勤等を含む）の予定を考えて、飲酒を制限するようにしていますか？
- 飲酒により運転に不安を感じる状態であるにもかかわらず、「これぐらいならいいだろう」「捕まらなければ大丈夫」と安易に判断し、運転することはありますか？
- 「自分は酒に強いので、これぐらいの飲酒量は問題ない」と過信していませんか？
- 周りに飲酒習慣や飲酒状況が気になる人がいるにもかかわらず、見て見ぬふりをしていますか？
- 日頃から声かけを行うなど、「飲酒運転を絶対にしない。させない。許さない。」という雰囲気職場全体にありますか？